

第53号議案

長岡京市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例及び長岡京市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

長岡京市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年長岡京市条例第6号）及び長岡京市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年長岡京市条例第7号）の一部を別紙のとおり改正するものとする。

令和7年6月5日提出

長岡京市長 中小路 健 吾

（提案理由）

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準（平成26年内閣府令第39号）及び家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第61号）の一部改正に伴い、条例の一部を改正する必要があるので提案する。

長岡京市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める
条例及び長岡京市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一
部を改正する条例

(長岡京市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条
例の一部改正)

第1条 長岡京市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定め
る条例(平成26年長岡京市条例第6号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(22) 【略】</p> <p>(23) 特定地域型保育事業 <u>法第43条第2項</u>に規定する特定地域型保育事業をいう。</p> <p>(24)～(29) 【略】</p> <p>第37条 特定地域型保育事業(事業所内保育事業を除く。)の利用定員(法第29条第1項の確認において定めるものに限る。以下この章において同じ。)の数は、家庭的保育事業にあつては1人以上5人以下、小規模保育事業A型(家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準(平成26年厚生労働省令第61号) <u>第28条</u>に規定する小規模保育事業A型をいう。<u>第42条第3項</u>において同じ。)及び小規模保育事業B型(同令 <u>第31条</u>に規定する小規模保育事業B型をいう。同項において同じ。)にあつては6人以上19人以下、小規模保育事業C型(同令 <u>第33条</u>に規定する小規模保育事業C型をいう。附則第4条において同じ。)にあつ</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(22) 【略】</p> <p>(23) 特定地域型保育事業 <u>法第43条第3項</u>に規定する特定地域型保育事業をいう。</p> <p>(24)～(29) 【略】</p> <p>第37条 特定地域型保育事業(事業所内保育事業を除く。)の利用定員(法第29条第1項の確認において定めるものに限る。以下この章において同じ。)の数は、家庭的保育事業にあつては1人以上5人以下、小規模保育事業A型(家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準(平成26年厚生労働省令第61号) <u>第27条</u>に規定する小規模保育事業A型をいう。<u>第42条第3項第1号</u>において同じ。)及び小規模保育事業B型(同令 <u>第27条</u>に規定する小規模保育事業B型をいう。同号において同じ。)にあつては6人以上19人以下、小規模保育事業C型(同令 <u>第33条</u>に規定する小規模保育事業C型をいう。附則第4条において同じ。)にあつ</p>

改正後	改正前
<p>ては6人以上10人以下、居宅訪問型保育事業にあつては1人とする。</p> <p>2 【略】</p> <p>(特定教育・保育施設等との連携)</p> <p>第42条 特定地域型保育事業者(居宅訪問型保育事業を行う者を除く。以下この項から第7項までにおいて同じ。)は、特定地域型保育が適正かつ確実に実施され、及び必要な教育・保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う<u>認定こども園</u>、幼稚園又は保育所(以下「連携施設」という。)を適切に確保しなければならない。</p> <p>(1) 特定地域型保育の提供を受けている満3歳未満保育認定子どもに集団保育を体験させるための機会の設定、特定地域型保育の適切な提供に必要な特定地域型保育事業者に対する相談、助言その他の保育の内容に関する支援<u>(次項において「保育内容支援」という。)</u>を実施すること。</p> <p>(2) 【略】</p> <p>(3) 当該特定地域型保育事業者により特定地域型保育の提供を受けていた満3歳未満保育認定子ども(事業所内保育事業を利用する満3歳未満保育認定子どもにあつては、第37条第2項に規定するその他の小学校就学前子どもに限る。以下この号及び第6項第1号において同じ。)を、当該特定地域型保育の提供の終了に際して、当該満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者の希望に基づき、引き続</p>	<p>は6人以上10人以下、居宅訪問型保育事業にあつては1人とする。</p> <p>2 【略】</p> <p>(特定教育・保育施設等との連携)</p> <p>第42条 特定地域型保育事業者(居宅訪問型保育事業を行う者を除く。以下この項から第5項において同じ。)は、特定地域型保育が適正かつ確実に実施され、及び必要な教育・保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う<u>認定子ども園</u>、幼稚園又は保育所(以下「連携施設」という。)を適切に確保しなければならない。</p> <p>(1) 特定地域型保育の提供を受けている満3歳未満保育認定子どもに集団保育を体験させるための機会の設定、特定地域型保育の適切な提供に必要な特定地域型保育事業者に対する相談、助言その他の保育の内容に関する支援<u>を行うこと。</u></p> <p>(2) 【略】</p> <p>(3) 当該特定地域型保育事業者により特定地域型保育の提供を受けていた満3歳未満保育認定子ども(事業所内保育事業を利用する満3歳未満保育認定子どもにあつては、第37条第2項に規定するその他の小学校就学前子どもに限る。以下この号において同じ。)を、当該特定地域型保育の提供の終了に際して、当該満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設に</p>

改正後	改正前
<p>き当該連携施設において受け入れて教育・保育を提供すること。</p> <p><u>2 市長は、特定地域型保育事業者による保育内容支援の実施に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次の各号に掲げる要件の全てを満たすと認めるときは、前項第1号の規定を適用しないこととすることができる。</u></p> <p><u>(1) 特定地域型保育事業者が保育内容支援連携協力者を適切に確保すること。</u></p> <p><u>(2) 次のア及びイに掲げる要件を満たすこと。</u></p> <p><u>ア 特定地域型保育事業者と保育内容支援連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。</u></p> <p><u>イ 保育内容支援連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。</u></p> <p><u>3 前項各号の保育内容支援連携協力者は、小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者（第5項において「小規模保育事業A型事業者等」という。）であって、第1項第1号に掲げる事項に係る連携協力を<u>行うものをいう。</u></u></p> <p><u>4 市長は、特定地域型保育事業者による代替保育の提供に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次の各号に掲げる要件の<u>いずれかを満たすときは、第1項第2号の規定を適</u></u></p>	<p>において受け入れて教育・保育を提供すること。</p> <p>【加える】</p> <p>【加える】</p> <p><u>2 市長は、特定地域型保育事業者による代替保育の提供に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次に掲げる要件の<u>全てを満たすと認めるときは、前項第2号の規定を適用し</u></u></p>

改正後	改正前
<p>用しないこととすることができる。</p> <p>(1) <u>特定地域型保育事業者が代替保育連携協力者を適切に確保した場合には、次のア及びイに掲げる要件を満たすと市長が認めること。</u></p> <p>ア <u>特定地域型保育事業者と代替保育連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。</u></p> <p>イ <u>代替保育連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。</u></p> <p>(2) <u>市長が特定地域型保育事業者による代替保育連携協力者の確保の促進のために必要な措置を講じてもなお当該代替保育連携協力者の確保が著しく困難であること。</u></p> <p>5 <u>前項各号の代替保育連携協力者とは、第1項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者であって、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものをいう。</u></p> <p>(1) <u>特定地域型保育事業者が特定地域型保育事業を行う場所又は事業所（次号において「事業実施場所」という。）以外の場所又は事業所において代替保育が提供される場合 <u>小規模保育事業A型事業者等</u></u></p>	<p>ないこととすることができる。</p> <p>(1) <u>特定地域型保育事業者と次項に規定する連携協力を行う者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。</u></p> <p>(2) <u>次項に規定する連携協力を行う者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。</u></p> <p>3 <u>前項の場合において、特定地域型保育事業者は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者を第1項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならない。</u></p> <p>(1) <u>当該特定地域型保育事業者が特定地域型保育事業を行う場所又は事業所（次号において「事業実施場所」という。）以外の場所又は事業所において代替保育が提供される場合 <u>小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者（次号において「小規模保育事業A型事業者等」という。）</u></u></p>

改正後	改正前
<p>(2) 【略】</p> <p><u>6 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、第1項第3号の規定を適用しないこととすることができる。</u></p> <p>(1) <u>市長が、児童福祉法第24条第3項（同法附則第73条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定による調整を行うに当たって、特定地域型保育事業者による特定地域型保育の提供を受けていた満3歳未満保育認定子どもを優先的に取り扱う措置その他の特定地域型保育事業者による特定地域型保育の提供の終了に際して、当該満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者の希望に基づき、引き続き必要な教育・保育が提供されるよう必要な措置を講じているとき。</u></p> <p>(2) <u>特定地域型保育事業者による第1項第3号に掲げる事項に係る連携施設の確保が著しく困難であると認めるとき（前号に該当する場合を除く。）。</u></p> <p><u>7～11 【略 項の繰下げ】</u></p> <p>附 則 (連携施設に関する経過措置)</p> <p>第5条 特定地域型保育事業者（特例保育所型事業所内保育事業者を除く。）は、連携施設の確保が著しく困難であって、法第59条第4号に規定する事業による支援その他の必要な適切な支援を行うこと</p>	<p>(2) 【略】</p> <p><u>4 市長は、特定地域型保育事業者による第1項第3号に掲げる事項に係る連携施設の確保が著しく困難であると認めるときは、同号の規定を適用しないこととすることができる。</u></p> <p><u>5～9 【略】</u></p> <p>附 則 (連携施設に関する経過措置)</p> <p>第5条 特定地域型保育事業者（特例保育所型事業所内保育事業者を除く。）は、連携施設の確保が著しく困難であって、法第59条第4号に規定する事業による支援その他の必要な適切な支援を行うこと</p>

改正後	改正前
<p>ができる」と市が認める場合は、第42条第1項の規定にかかわらず、この条例の施行の日から起算して<u>15年</u>を経過する日までの間、連携施設を確保しないことができる。</p>	<p>ができる」と市が認める場合は、第42条第1項の規定にかかわらず、この条例の施行の日から起算して<u>10年</u>を経過する日までの間、連携施設を確保しないことができる。</p>

(長岡京市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第2条 長岡京市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成26年長岡京市条例第7号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(保育所等との連携)</p> <p>第6条 家庭的保育事業者等(居宅訪問型保育事業を行う者(以下「居宅訪問型保育事業者」という。))を除く。以下この条、次条第1項、第7条の3第2項、第14条第1項及び第2項、第15条第1項、第2項及び第5項、第16条並びに第17条第1項から第3項まで並びに附則第3条において同じ。)は、利用乳幼児に対する保育が適正かつ確実に行われ、及び家庭的保育事業者等による保育の提供の終了後も満3歳以上の児童に対して必要な教育(教育基本法(平成18年法律第120号)第6条第1項に規定する法律に定める学校において行われる教育をいう。以下この条において同じ。)又は保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う保育所(子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第7条第4項に規定する保育所をいう。以下同じ。)、幼稚園(同項に規定する幼稚園をいう。以下同じ。)又は認定こども園(同項に規定する認定こども園をいう。以下同じ。)(以下こ</p>	<p>(保育所等との連携)</p> <p>第6条 家庭的保育事業者等(居宅訪問型保育事業を行う者(以下「居宅訪問型保育事業者」という。))を除く。以下この条、次条第1項、第7条の3第2項、第14条第1項及び第2項、第15条第1項、第2項及び第5項、第16条並びに第17条第1項から第3項まで並びに附則第3条において同じ。)は、利用乳幼児に対する保育が適正かつ確実に行われ、及び家庭的保育事業者等による保育の提供の終了後も満3歳以上の児童に対して必要な教育(教育基本法(平成18年法律第120号)第6条第1項に規定する法律に定める学校において行われる教育をいう。第3号において同じ。)又は保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う保育所(子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第7条第4項に規定する保育所をいう。以下同じ。)、幼稚園(同項に規定する幼稚園をいう。以下同じ。)又は認定こども園(同項に規定する認定こども園をいう。以下同じ。)(以下こ</p>

改正後	改正前
<p>れらを「連携施設」という。)を適切に確保しなければならない。</p> <p>(1) 利用乳幼児に集団保育を体験させるための機会の設定、保育の適切な提供に必要な家庭的保育事業者等に対する相談、助言その他の保育の内容に関する支援<u>(次項において「保育内容支援」という。)</u>を実施すること。</p> <p>(2) 【略】</p> <p>(3) 当該家庭的保育事業者等により保育の提供を受けていた利用乳幼児（事業所内保育事業（法第6条の3第12項に規定する事業所内保育事業をいう。以下同じ。）の利用乳幼児にあつては、第42条に規定するその他の乳児又は幼児に限る。以下この号及び第6項第1号において同じ。）を、当該保育の提供の終了に際して、当該利用乳幼児に係る保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育又は保育を提供すること。</p> <p><u>2 市長は、家庭的保育事業者等による保育内容支援の実施に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であつて、次の各号に掲げる要件の全てを満たすと認めるときは、前項第1号の規定を適用しないこととすることができる。</u></p> <p>(1) <u>家庭的保育事業者等が保育内容支援連携協力者を適切に確保すること。</u></p> <p>(2) <u>次のア及びイに掲げる要件を満たすこと。</u></p> <p>ア 家庭的保育事業者等と保育内容支</p>	<p>れらを「連携施設」という。)を適切に確保しなければならない。</p> <p>(1) 利用乳幼児に集団保育を体験させるための機会の設定、保育の適切な提供に必要な家庭的保育事業者等に対する相談、助言その他の保育の内容に関する支援<u>を行うこと。</u></p> <p>(2) 【略】</p> <p>(3) 当該家庭的保育事業者等により保育の提供を受けていた利用乳幼児（事業所内保育事業（法第6条の3第12項に規定する事業所内保育事業をいう。以下同じ。）の利用乳幼児にあつては、第42条に規定するその他の乳児又は幼児に限る。以下この号において同じ。）を、当該保育の提供の終了に際して、当該利用乳幼児に係る保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育又は保育を提供すること。</p> <p>【加える】</p>

改正後	改正前
<p><u>援連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。</u></p> <p><u>イ 保育内容支援連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。</u></p> <p><u>3 前項各号の保育内容支援連携協力者は、第27条に規定する小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者（第5項において「小規模保育事業A型事業者等」という。）であって、第1項第1号に掲げる事項に係る連携協力を行うものをいう。</u></p> <p><u>4 市長は、家庭的保育事業者等による代替保育の提供に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次の各号に掲げる要件のいずれかを満たすときは、第1項第2号の規定を適用しないこととすることができる。</u></p> <p><u>(1) 家庭的保育事業者等が代替保育連携協力者を適切に確保した場合には、次のア及びイに掲げる要件を満たすと市長が認めること。</u></p> <p><u>ア 家庭的保育事業者等と代替保育連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。</u></p> <p><u>イ 代替保育連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。</u></p> <p><u>(2) 市長が家庭的保育事業者等による代替保育連携協力者の確保の促進のため</u></p>	<p>【加える】</p> <p><u>2 市長は、家庭的保育事業者等による代替保育の提供に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次の各号に掲げる要件の<u>全て</u>を満たすと認めるときは、前項第2号の規定を適用しないこととすることができる。</u></p> <p><u>(1) 家庭的保育事業者等と次項に規定する連携協力を行う者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。</u></p> <p><u>(2) 次項に規定する連携協力を行う者の本来の業務の遂行に支障が生じないよ</u></p>

改正後	改正前
<p><u>に必要な措置を講じてもなお当該代替保育連携協力者の確保が著しく困難であること。</u></p> <p>5 <u>前項各号の代替保育連携協力者とは、第1項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者であって、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものをいう。</u></p> <p>(1) <u>家庭的保育事業者等が家庭的保育事業を行う場所又は事業所（次号において「事業実施場所」という。）以外の場所又は事業所において代替保育が提供される場合 小規模保育事業A型事業者等</u></p> <p>(2) 【略】</p> <p>6 <u>市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、第1項第3号の規定を適用しないこととすることができる。</u></p> <p>(1) <u>市長が、法第24条第3項の規定による調整を行うに当たって、家庭的保育事業者等による保育の提供を受けていた利用乳幼児を優先的に取り扱う措置その他の家庭的保育事業者等による保育の提供の終了に際して、利用乳幼児に係る保護者の希望に基づき、引き続き必要な教育又は保育が提供されるよう必要な措置を講じているとき。</u></p>	<p><u>うにするための措置が講じられていること。</u></p> <p>3 <u>前項の場合において、家庭的保育事業者等は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者を第1項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならない。</u></p> <p>(1) <u>当該家庭的保育事業者等が家庭的保育事業を行う場所又は事業所（次号において「事業実施場所」という。）以外の場所又は事業所において代替保育が提供される場合 第27条に規定する小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者（次号において「小規模保育事業A型事業者等」という。）</u></p> <p>(2) 【略】</p> <p>4 <u>市長は、家庭的保育事業者等による第1項第3号に掲げる事項に係る連携施設の確保が著しく困難であると認めるときは、同号の規定を適用しないこととすることができる。</u></p>

改正後	改正前
<p>(2) <u>家庭的保育事業者等による第1項第3号に掲げる事項に係る連携施設の確保が、著しく困難であると認めるとき（前号に該当する場合を除く。）。</u></p> <p>7 <u>前項第2号に該当する場合において、家庭的保育事業者等は、法第59条第1項に規定する施設のうち次に掲げるもの（入所定員が20人以上のものに限る。）であって、市長が適当と認めるものを第1項第3号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならない。</u></p> <p>(1)・(2) 【略】</p> <p>（食事の提供の特例）</p> <p>第16条 次に掲げる要件を満たす家庭的保育事業者等は、前条第1項の規定にかかわらず、当該家庭的保育事業者等の利用乳幼児に対する食事の提供について、次項に規定する施設（以下「搬入施設」という。）において調理し家庭的保育事業所等に搬入する方法により行うことができる。この場合において、当該家庭的保育事業者等は、当該食事の提供について当該方法によることとしてもなお当該家庭的保育事業所等において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えなければならない。</p> <p>(1) 【略】</p> <p>(2) 当該家庭的保育事業所等又はその他の施設、保健所、市等の栄養士又は<u>管理栄養士</u>により、<u>献立等</u>について栄養の観点からの指導が受けられる体制に</p>	<p>5 <u>前項の場合において、家庭的保育事業者等は、法第59条第1項に規定する施設のうち、次に掲げるもの（入所定員が20人以上のものに限る。）であって、市長が適当と認めるものを第1項第3号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならない。</u></p> <p>(1)・(2) 【略】</p> <p>（食事の提供の特例）</p> <p>第16条 次に掲げる要件を満たす家庭的保育事業者等は、前条第1項の規定にかかわらず、当該家庭的保育事業者等の利用乳幼児に対する食事の提供について、次項に規定する施設（以下「搬入施設」という。）において調理し家庭的保育事業所等に搬入する方法により行うことができる。この場合において、当該家庭的保育事業者等は、当該食事の提供について当該方法によることとしてもなお当該家庭的保育事業所等において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えなければならない。</p> <p>(1) 【略】</p> <p>(2) 当該家庭的保育事業所等又はその他の施設、保健所、市等の栄養士により、<u>献立等</u>について栄養の観点からの指導が受けられる体制にある等、栄養士に</p>

改正後	改正前
<p>ある等、<u>栄養士又は管理栄養士</u>による必要な配慮が行われること。</p> <p>(3)～(5) 【略】</p> <p>2 【略】</p> <p>附 則</p> <p>(連携施設に関する経過措置)</p> <p>第3条 家庭的保育事業者等（特例保育所型事業所内保育事業者を除く。）は、連携施設の確保が著しく困難であって、子ども・子育て支援法第59条第4号に規定する事業による支援その他の必要な適切な支援を行うことができると市が認める場合は、第6条第1項の規定にかかわらず、施行日から起算して<u>15年</u>を経過する日までの間、連携施設の確保をしないことができる。</p>	<p>よる必要な配慮が行われること。</p> <p>(3)～(5) 【略】</p> <p>2 【略】</p> <p>附 則</p> <p>(連携施設に関する経過措置)</p> <p>第3条 家庭的保育事業者等（特例保育所型事業所内保育事業者を除く。）は、連携施設の確保が著しく困難であって、子ども・子育て支援法第59条第4号に規定する事業による支援その他の必要な適切な支援を行うことができると市が認める場合は、第6条第1項の規定にかかわらず、施行日から起算して<u>10年</u>を経過する日までの間、連携施設の確保をしないことができる。</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行し、第1条の規定による改正後の長岡京市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例及び第2条の規定による改正後の長岡京市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の規定は、令和7年4月1日から適用する。